

福岡県公報

令和2年3月3日
第 83 号

目次

告示 (第189号 - 第209号)

- 情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等 (情報政策課) …………… 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) …………… 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) …………… 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 4
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 4
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 4
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 5
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 5
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) …………… 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 6
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 7
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 7
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 7

- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 7
- 公 告**
- 福岡県営住宅の駐車場の利用料金等の承認 (県営住宅課) …………… 8
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 8
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 8
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 8
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 8
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (環境保全課) …………… 8
- 令和2年度技能検定(前期)の公示について (職業能力開発課) …………… 9
- 令和2年度技能検定(随時実施)の公示について (職業能力開発課) …………… 11
- 令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について (建築指導課) …………… 13
- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) …………… 14
- 宅地建物取引業法に基づく聴聞の期日における審理の公開 (建築指導課) …………… 15
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 15
- 公共測量の終了 (県土整備総務課) …………… 15
- 事業計画の変更に係る都市計画事業の施行 (公園街路課) …………… 15
- 事業計画の変更に係る都市計画事業の施行 (公園街路課) …………… 16
- 公安委員会**
- 交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部地域課) …………… 16
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部保安課) …………… 17
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (警察本部保安課) …………… 17
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部保安課) …………… 18

告 示

福岡県告示第189号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称、条項、当該使用の開始日及び対象手続を公示する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小川 洋

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条項	使用の開始日	対象手続
福岡県宿泊税条例（令和元年福岡県条例第21号）	第8条第1項及び第2項	令和2年4月1日	宿泊税の納入申告書の提出
地方税法（昭和25年法律第226号）	第20条の9の3第1項及び第2項		宿泊税の更正請求書の提出

福岡県告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	安赤谷線	前	朝倉市佐田1296番1先から 朝倉市佐田881番1先まで	7.8 ～ 7.9	8.5
			後	朝倉市佐田1296番1先から 朝倉市佐田881番1先まで	4.3 ～ 6.6	13.9

福岡県告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	安赤谷線	朝倉市佐田1296番1先から 朝倉市佐田881番1先まで

福岡県告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	県道	朝倉小石原線	前	朝倉市黒川1225番2先から 朝倉市黒川1225番4先まで	3.2 ～ 14.1	346.2
			後	朝倉市黒川1225番2先から 朝倉市黒川1225番4先まで	3.6 ～ 14.1	346.2

福岡県告示第193号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 棕谷
- 2 区域の所在地 八女市星野村字堀切及び東六本松
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から18号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と18号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
八女市星野村字堀切	6373番2	1号、2号、17号及び18号
	6373番1	3号から6号まで
	6375番1	7号及び8号
八女市星野村字東六本松	6596番2地先水路敷	9号
	6601番地先道路敷	10号
	6600番3地先道路敷	11号及び12号
	6603番2地先道路敷	13号及び14号
	6603番2地先水路敷	15号
八女市星野村字堀切	6372番1	16号

福岡県告示第194号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 宮ノ尾(a)

- 2 区域の所在地 八女市矢部村北矢部字宮ノ尾

- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から23号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と23号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
八女市矢部村北矢部字宮ノ尾	10529番	1号から12号まで
	10484番地先道路敷	13号
	10487番5地先道路敷	14号
	10489番1地先道路敷	15号
	10489番1	16号
	10494番1地先道路敷	17号
	10508番1地先道路敷	18号
	10511番1	19号及び20号
10528番	21号から23号まで	

福岡県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	犀川豊津線	京都郡みやこ町豊津1817番先から 京都郡みやこ町豊津1931番1先まで

福岡県告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和

2年3月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	犀川 豊津線	京都郡みやこ町犀川統命院627番1先から 京都郡みやこ町豊津1862番先まで

福岡県告示第197号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	苅田 採銅所線	京都郡苅田町大字南原1185番9先から 京都郡苅田町大字南原1185番1先まで

福岡県告示第198号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所

豊前市大字求菩提141の3、141の9、157の5

- 2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字求菩提141の3・141の9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第199号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川扇谷324、325

- 2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

犀川扇谷324・325（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第200号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和61年3月6日農林水産省告示第357号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第201号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示で定めるところによる。

平成3年2月福岡県告示第334号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第202号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年1月16日福岡県告示第23号福岡都市計画道路事業3・3・52号粕屋久山線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
福岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡広域都市計画道路事業 3・3・1-52号 粕屋久山線
- 3 事業施行期間

平成27年1月16日から令和8年3月31日まで

4 事業地

(1) 取用の部分

平成27年1月16日福岡県告示第23号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成27年1月16日福岡県告示第23号の事業地に同じ

福岡県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	朝 倉 小石原 線	前	朝倉市黒川1225番27先から 朝倉市黒川1225番24先まで	3.1 ～ 14.4	186.7
			後	朝倉市黒川1225番27先から 朝倉市黒川1225番24先まで	6.1 ～ 14.4	

福岡県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
久留米	県道	久留米 筑紫野 線	前	久留米市山川神代三丁目2355番1先から 久留米市北野町今山720番1先まで	6.0 ～ 47.2	2,355.6	
			前	久留米市山川神代一丁目10番22先から 久留米市北野町今山1552番先まで	25.4 ～ 56.8		4,577.1
			後	久留米市山川神代三丁目2355番1先から 久留米市北野町今山720番1先まで	6.0 ～ 39.8	2,355.6	
			後	久留米市山川神代一丁目10番22先から 久留米市北野町今山1552番先まで	25.4 ～ 56.8		4,577.1

福岡県告示第205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

久留米	久留米 筑紫野 線	久留米市北野町石崎162番4先から 久留米市北野町石崎124番1先まで
-----	-----------------	--

福岡県告示第206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
北九州	県道	岡 垣 玄 海 線	前	宗像市田野3163番先から 宗像市江口1193番4先まで	3.8 ～ 17.4	1,616.6	
			前	宗像市田野3163番先から 宗像市江口1193番4先まで	10.0 ～ 23.1	1,776.1	うち一般国道495号重用延長1,203.2メートル
			後	宗像市江口599番4先から 宗像市江口1193番4先まで	3.8 ～ 10.4	1,302.7	
			後	宗像市田野3163番先から 宗像市江口1193番4先まで	10.0 ～ 23.1	1,776.1	うち一般国道495号重用延長1,203.2メートル

福岡県告示第207号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	岡 垣 玄 海 線	宗像市田野3163番先から 宗像市江口1193番4先まで

福岡県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	節 丸 新田原 停車場 線	京都郡みやこ町皆見931番3先から 京都郡みやこ町皆見936番3先まで

福岡県告示第209号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和2年3月3日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

京 築	天生田 吉 国 線	行橋市大字宝山351番2先から 行橋市大字宝山385番2先まで
-----	--------------	------------------------------------

公 告

公告

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第64条第2項及び第3項の規定に基づき、福岡県営住宅の駐車場の利用料金等を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小 川 洋

名称、位置及び利用料金等

名 称	位 置	駐車料等		承認年月日
		利用料金 (月額)	保証金	
福岡県営中津熊住宅	行橋市	3,000円	9,000円	令和2年2月17日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和元年3月3日

福岡県知事 小 川 洋

北九州広域都市計画地区計画の決定（令和2年1月17日北九州市告示第14号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小 川 洋

北九州広域都市計画地区計画の変更（令和2年1月17日北九州市告示第15号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小 川 洋

北九州広域都市計画熱供給基幹施設の変更（令和2年1月17日北九州市告示第16号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により鞍手町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小 川 洋

筑豊広域都市計画地区計画の決定（令和2年2月17日鞍手町告示第8号）

公告

土壤汚染対策法、土壤汚染対策法施行規則及び汚染土壌処理業に関する省令に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和2年3月3日

福岡県知事 小 川 洋

- 意見募集期間
令和2年3月3日から令和2年4月3日まで
- 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部環境保全課に備え置きます。

公告

令和2年度技能検定（前期）を次のように実施する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小川 洋

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の2から第64条の4まで及び第64条の6に定めるところによる。

2 等級別職種

(1) 1級及び2級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（製缶作業及び構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（曲げ板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、産業車両整備（産業車両整備作業）、鉄道車両製造・整備（内部ぎ装作業、配管ぎ装作業及び電気ぎ装作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業及びインフレーション成形作業）、石材施工（石張り作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、タイル張り（タイル張り

作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業及びFRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及び化粧フィルム工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業及び吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、化学分析（化学分析作業）、貴金属装身具製作（貴金属装身具製作作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業及びマシニングセンタ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）、舞台機構調整（音響機構調整作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級

溶射（防食溶射作業）、枠組壁建築（枠組壁工事作業）、路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール工作業）及び産業洗浄（高圧洗浄作業）

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料 18,200円

ただし、次の表左欄に掲げる区分に該当する者は、それぞれ右欄に掲げる額とする。

受検者の区分	手数料の額
(ア) 3級を受検する公共職業能力開発施設等の訓練生（以下「訓練生」という。）及び大学、高等学校、専門学校等の在校生（以下「在校生」という。）	12,100円

(イ) 2級又は3級を受検する令和2年4月1日（水曜日）時点で35歳未満の者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及びウに該当する者を除く。）	9,200円
(ウ) 3級を受検する令和2年4月1日（水曜日）時点で35歳未満の訓練生又は在校生	3,100円

イ 実施日及び場所

実 施 日	場 所
令和2年6月8日（月曜日）から同年9月13日（日曜日）までの間において、別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ福岡県職業能力開発協会に掲示する（ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しない。）。

掲示による公表は、令和2年6月1日（月曜日）から行う。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

次の表の左欄に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右欄に掲げる場所において行う。

検 定 職 種	実 施 日	場 所
(ア) 3級 園芸装飾、造園、機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、ブロック建築、舞台機構調整及びフラワー装飾	令和2年7月12日（日曜日）	福岡県職業能力開発協会が指定する場所
(ア) 1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、築炉、防水施工、サッシ施工、化学分析及び塗装 (イ) 3級 金属熱処理 (ウ) 単一等級 産業洗浄	令和2年8月23日（日曜日）	

(ア) 1級及び2級 機械加工、鉄工、めっき、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工及び貴金属装身具製作	令和2年8月30日（日曜日）
(ア) 1級及び2級 園芸装飾、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾 (イ) 単一等級 溶射、枠組壁建築及び路面標示施工	令和2年9月6日（日曜日）

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会で作付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便又は宅配便によること。

(2) 受付期間

ア 受検申込みの受付期間は、令和2年4月6日（月曜日）から同月17日（金曜日）まで（午前9時00分から午後5時00分まで）受け付けるものとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、令和2年4月17日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、技能検定に合格した受検者の受検番号を、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課及び福岡県職業能力開発協会に掲示して行う。

3級に係るもののうち一部のものについては令和2年8月28日（金曜日）、その他の等級等については令和2年10月2日（金曜日）に発表する。

(2) 実技試験及び学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3603番）に対して行うこと。

公告

令和2年度技能検定（随時実施）を次のように実施する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小川 洋

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条及び職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の3から第64条の5までに定めるところによる。

2 実施職種（作業）

随時2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）、機械加工（

普通旋盤作業及びフライス盤作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）及び工業包装（工業包装作業）

随時3級及び基礎級

さく井（パークッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業）、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業及び非鉄金属鑄物鑄造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業及びダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、染色（糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業及び靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既

製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製作業)、寝具製作(寝具製作業)、帆布製品製造(帆布製品製作業)、布はく縫製(ワイシャツ製作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業及びブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業及び石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業及びプラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウェルポイント施工(ウェルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業)及び工業包装(工業包装作業)

3 技能検定の実施方法等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料 18,200円

イ 実施日及び場所

実 施 日	場 所
令和2年4月1日(水曜日)から令和3年3月31日(水曜日)までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する(ただし、検定職種によっては試験問題の全部又は一部を公表しない。)

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

実 施 日	場 所
令和2年4月1日(水曜日)から令和3年3月31日(水曜日)までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書(実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。)を福岡県職業能力開発協会(郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番)へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会で作成する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は、申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便又は宅配便によること。

(2) 受付期間

ア 受検の申込みは、試験実施(予定)日の30日前までの間、随時(午前9時00分から午後5時00分まで)受け付けるものとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、受付期間内の消印があるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定の合格者の発表

技能検定の合格者の発表は、合格証書の交付をもって行う。

(2) 実技試験及び学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、随時2級、随時3級及び基礎級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 福岡人材開発センター2階 電話092-671-1238番）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3603番）に対して行うこと。

公告

令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のように実施する。

なお、試験に関する事務は、建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規定に基づき、昭和60年11月福岡県告示第1683号の2により指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和2年3月3日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

二級建築士試験にあつては令和2年7月5日現在、木造建築士試験にあつては令和2年7月12日現在において、次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者
- (2) 建築士法の規定により知事が定める受験資格（令和元年12月福岡県告示第537号）により受験資格を認められた者
- (3) 建築実務の経験を7年以上有する者

2 試験

(1) 方法

ア 試験は、学科及び設計製図について、筆記試験により行う。

イ 設計製図の試験は、本年の学科の試験の合格者並びに平成30年及び令和元年の学科の試験の合格者に限り受けることができる（他の都道府県知事が行った二級建築士試験又は木造建築士試験の学科の試験に合格した者を含む。）。

ウ 学科の試験科目は、建築計画、建築法規、建築構造及び建築施工とする。

(2) 日時及び場所

ア 二級建築士試験

試験の区分	日 時	場 所
学科の試験	令和2年7月5日（日曜日） 午前10時10分～午後5時20分	福岡市東区和白東3-30-1 福岡工業大学 福岡市博多区博多駅南1-8-31 九州ビル
設計製図の試験	令和2年9月13日（日曜日） 午前11時00分～午後4時00分	福岡市東区香住ヶ丘1-1-1 福岡女子大学 福岡市博多区博多駅南1-8-31 九州ビル

イ 木造建築士試験

試験の区分	日 時	場 所
学科の試験	令和2年7月12日（日曜日） 午前10時10分～午後5時20分	福岡市早良区西新3-12-14 西南学院大学
設計製図の試験	令和2年10月11日（日曜日） 午前11時00分～午後4時00分	福岡市早良区西新3-12-14 西南学院大学

3 受験の申込手続

(1) 受付場所における受験申込み

ア 受験申込書は、ウの受付場所に直接提出すること。

イ 受験手数料は、18,500円とする（他に、払込の事務手続手数料が必要。）。

なお、受験手数料は、試験を受けなかった場合でも返還しない。

ウ 受験申込みの受付期間等

受付期間	受付時間	受付場所
令和2年4月9日（木曜日）～ 同月13日（月曜日）	午前10時00分～ 午後5時00分	福岡市博多区博多駅南1-8-31 九州ビル会議室

(2) インターネットによる受験申込み

ア インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに行うことができる。

イ 詳細は、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaic.or.jp/>）を確認すること。

ウ 受験申込みの受付期間等

受付期間	受付時間
令和2年4月13日（月曜日）～同月20日（月曜日）	受付開始日の午前10時00分～ 受付終了日の午後4時00分

(3) 郵送による受験申込み

ア 受験申込書は、ウの送付先に簡易書留郵便で送付すること。

イ 受験手数料は、18,500円とする（他に、払込の事務手数料が必要。）。
なお、受験手数料は、試験を受けなかった場合でも返還しない。

ウ 受験申込みの受付期間等

受付期間	送付先
令和2年3月25日（水曜日）～同月31日（火曜日）	〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター本部

4 合格者の発表

二級建築士試験における学科の試験の合格者の氏名は令和2年8月25日（火曜日）頃、木造建築士試験における学科の試験の合格者の氏名は同年9月8日（火曜日）頃、最終合格者の氏名は同年12月3日（木曜日）頃に発表する。発表は合格者に対して通知するほか、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部（福岡市博多区博多

駅東二丁目9-1）及び公益社団法人福岡県建築士会（福岡市博多区博多駅東三丁目14-18）の事務所に掲示するとともに、合格者の受験番号を公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaic.or.jp/>）に掲載して行う。

5 その他

受験手続、合格者の発表の日その他の問合せは、公益財団法人建築技術教育普及センター本部（電話03-6261-3310）、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部（電話092-471-6310）又は公益社団法人福岡県建築士会（電話092-441-1867）に対して行うこと。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年3月3日

福岡県知事 小川 洋

- 落札に係る物品等の名称及び数量
液体クロマトグラフ質量分析システム 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部総務事務厚生課
 - 所在地
福岡県福岡市博多区東公園7番7号
- 落札者を決定した日
令和2年1月29日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
桜木理化学機械株式会社
 - 住所
福岡県福岡市博多区千代四丁目4番23号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
21,659,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和元年12月17日

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞（第2回）を行うので、同法第69条第2項において準用する同法第16条の15第3項の規定により公示する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小川 洋

1 被聴聞者

免許番号	商号及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
福岡県知事(1) 第18631号	株式会社自然 代表者 國廣 克幸	春日市大土居3-191

2 聴聞期日及び場所

令和2年3月12日（木）午前10時

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟7階北棟建築都市部会議室

3 傍聴の方法

傍聴は、聴聞の期日の先着順に許可する。

4 聴聞に関する問合せ先

福岡県総務部行政経営企画課法務班

電話番号 092-643-3028

郵便による場合の宛先

郵便番号 812-8577（福岡県庁）

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、直方市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
直方市南部	令和2年2月10日から 令和2年3月31日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により福岡市博多の森土地区画整理準備組合委員長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市博多区青木二丁目、空港前五丁目、東平尾公園一丁目及び東平尾一丁目の各一部 糟屋郡志免町別府西一丁目、別府東二丁目、別府東三丁目及び大字別府の各一部	令和元年12月16日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があったので、都

市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小川 洋

1 都市計画事業の種類及び名称

筑後中央広域都市計画道路事業 3・3・23-10号 堤上野線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県南筑後県土整備事務所 大牟田市小浜町24番1

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

福岡県大川市大字向島字壺町田、字四反田、字下井樋口、字小屋ノ内及び字下西
田地内

(2) 使用の部分

なし

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項
の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により
次のように公告する。

令和2年3月3日

福岡県知事 小川 洋

1 都市計画事業の種類及び名称

筑後中央広域都市計画公園事業 9・6・5001号及び9・6・8001号 筑後広域公
園

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県南筑後県土整備事務所柳川支所 柳川市三橋町今古賀8番1号

福岡県八女県土整備事務所 八女市本村25番地

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

平成8年2月29日建設省告示第289号、平成14年3月29日九州地方整備局告示第76
号、平成16年1月5日九州地方整備局告示第3号、平成18年3月8日九州地方整備
局告示第47号、平成19年3月27日九州地方整備局告示第83号、平成20年9月18日九
州地方整備局告示第114号、平成22年12月27日九州地方整備局告示第150号、平成25
年1月25日九州地方整備局告示第12号及び平成29年3月22日九州地方整備局告示第
64号の事業地に、福岡県筑後市大字北長田字上川端及び字下川端並びに大字溝口字
上落合、字下落合、字大王寺及び字川原地内を加える。

(2) 使用の部分

平成18年3月8日九州地方整備局告示第47号、平成19年3月27日九州地方整備局
告示第83号及び平成25年1月25日九州地方整備局告示第12号の事業地に、福岡県筑
後市大字溝口字上落合及び字下落合地内を加える。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第3号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和2年3月3日

福岡県公安委員会

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成15年福岡県公安委員会規則第8号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表第1 福岡県朝倉警察署の部三奈木駐在所の項中「三奈木280番地10」を「三奈木
158番地1」に改め、同表福岡県八幡西警察署の部別当町交番の項中「別当町交番」を「
市瀬交番」に、「別当町25番24号」を「割子川1丁目3番10号」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1 福岡県八幡西警察署の部別当町交番の項の改正規定 令和2年3月9日
- (2) 別表第1 福岡県朝倉警察署の部三奈木駐在所の項の改正規定 令和2年3月13日

福岡県公安委員会告示第40号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和2年3月3日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和2年4月23日（木） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第41号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和2年3月3日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和2年4月6日（月） 午後1時30分～午後4時30分	朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署
令和2年4月16日（木） 午後1時30分～午後4時30分	筑後市大字山ノ井338番地 筑後警察署 会議室	筑後警察署
令和2年4月24日（金） 午後1時30分～午後4時30分	行橋市中央一丁目1番2号 行橋警察署 会議室	行橋警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

(2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第42号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和2年3月3日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和2年5月14日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各18名
令和2年5月21日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和2年5月14日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警

察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立照合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。